

要綱（骨子）

第一 自動車運転過失致死傷の罪の新設

自動車の運転上必要な注意を怠り、よって人を死傷させた者は、七年以下の懲役若しくは禁錮又は百万円以下の罰金に処するものとする。

第二 危険運転致死傷の罪（刑法第二百八条の二）の改正

刑法第二百八条の二中「四輪以上の自動車」を「自動車」に改めるものとする。

要綱（骨子）

第一 自動車運転過失致死傷の罪の新設

自動車~~の~~運転~~上~~必要な注意を怠り、よって人を死傷させた者は、七年以下の懲役若しくは禁錮又は百万円以下の罰金に処するものとすること。

第二 危険運転致死傷の罪（刑法第二百八条の二）の改正

刑法第二百八条の二中「四輪以上の自動車」を「自動車」に改めるものとすること。